

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部改正について

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 1 条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 24 年条例第 93 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 26 条第 3 項」を「第 26 条第 5 項」に改める。

(熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第 2 条 熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 24 年条例第 94 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 20 条第 3 項」を「第 20 条第 5 項」に改める。

(熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年
条例第 105 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表及び附則第 3 条中「第 62 条第 1 号」を「第 62 条第 1 項」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。